

『イベント開催時のチェックリスト』 の作成・公表について

福岡県からの要請により、参加者を一般募集する催しにつきましては、主催者において「イベント開催時のチェックリスト」を作成する必要があります。

また、作成した「イベント開催時のチェックリスト」は、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管する必要があります。

期間:令和3年12月9日(木)以降に開催するイベントから適用

※イベントについて

不特定多数を招くような事業や催しをイベントと判断し、サークル活動や関係者のみの会議等はイベントに該当しません。